

鋼船規則 B 編及び関連検査要領における改正点の解説 (ラッシングソフトウェア)

1. はじめに

2025 年 6 月 20 日付一部改正により改正されている鋼船規則 B 編, C 編及び CS 編中, ラッシングソフトウェアに関する事項について, その内容を解説する。なお, 本改正は, 2025 年 7 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶 (全面改正される前の C 編適用船も含む) に適用される。

2. 改正の背景

固体ばら積貨物及び液体貨物以外の貨物を運搬する船舶においては, SOLAS VI 章第 5 規則に基づき, 主管庁より承認された貨物固縛マニュアルに基づく積載・固縛が要求されている。一方, MSC.1/Circ.1353 においては, 貨物固縛マニュアルに記載される固縛計算を本船上に搭載される計算機を使用して確認することが認められており, コンテナ貨物を運搬する場合には, 船上のラッシングソフトウェアでの計算結果を用いて貨物を積載・固縛するのが一般的である。

これまで当該ソフトウェアに関する要件は各船級協会が独自に規定し, 運用を行ってきたが, コンテナ輸送の安全性向上の寄与のために統一的な運用を行うべく, IACS において要件に関する検討を行い, 2024 年 5 月に統一規則 UR C6 として採択された。

このため, IACS 統一規則 C6 に基づき, 関連規定を改めた。

3. 改正の内容

ラッシングソフトウェアに関する要件のうち, 検査に関する要件については鋼船規則 B 編に取入れることとし, 登録検査時に実施すべき項目である取扱説明書の船上保管や機能確認試験の実施については 2 章, 年次検査及び定期検査時に実施すべき項目である船上図書の確認や精度確認試験の実施については, それぞれ 3 章及び 5 章に規定した。

ラッシングソフトウェアの機能要件については, 鋼船規則 C 編 2-1 編に新たに附属書 3.1 を設け, UR C6 の構成と整合するように要件を取入れた。

4. 鋼船規則 C 編 2-1 編附属書 3.1 の構成

以下に鋼船規則 C 編 2-1 編附属書 3.1 の構成を説明する。

An1. 一般:

本附属書の適用対象が国際航海に従事するコンテナ運搬船であることや, ラッシングソフトウェアは貨物固縛マニュアルの代替ではなく, マニュアルを補完するものである旨が規定されている。

An2. 取扱説明書:

取扱説明書の船上保管が必要であることや, 説明書に含むべき内容について規定されている。

An3. 機能要件:

ラッシングソフトウェアが有すべき機能要件 (画面への表示内容, エラー処理等) について規定されている。

An4. 試験用積付状態:

ソフトウェアは, 貨物固縛マニュアルに含まれる試験用積付状態とともに提供される必要がある旨規定されている。

An5. ラッシングソフトウェアの承認:

ラッシングソフトウェアの承認手順や, 再承認が必要となる条件について規定されている。

An6. 許容計算誤差:

許容計算誤差は 1% とするものの, 本会が特別に認める場合には, それを超える許容誤差が認め

られる場合がある旨規定されている。

An7. その他の要件：

ラッシングソフトウェアとそのデータは、意図的でない又は不正な変更やアクセスから保護される必要がある旨規定されている。